

「八尾市いじめ防止基本方針」（素案）に係る市民意見提出制度実施要領

1	件 名	「八尾市いじめ防止基本方針」（素案）についての市民意見募集
2	目的	「八尾市いじめ防止基本方針」の見直しを行うにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の考え方に基づき、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映することを目的とします。
3	事務説明	「八尾市いじめ防止基本方針」とは、いじめの未然防止や早期発見、いじめの対応や解消のために市が定める基本的な方針です。 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂や、こども家庭庁「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業への参加実績を踏まえた市の取り組み等を反映させるため、内容の見直しを行っているところですが、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、「八尾市いじめ防止基本方針」（素案）に対する市民の意見・提言を募集するものです。
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内 及び公表方法	<p>(1) 公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「八尾市いじめ防止基本方針」（素案） <p>(2) 公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センター（1階こども・いじめ何でも相談課）、市役所本館（1階総合案内、3階情報公開室及び人権政策課、7階人権教育課）、市内各出張所、<u>緑ヶ丘コミュニティセンター</u>、<u>桂人権コミュニティセンター</u>、<u>安中人権コミュニティセンター</u>、各図書館、<u>社会福祉会館</u>での閲覧 ・八尾市ホームページを利用した閲覧
6	公表期間	令和7年12月5日（金）～令和8年1月5日（月）
7	意見募集期間	令和7年12月5日（金）～令和8年1月5日（月）まで（必着）

8	必須記入事項	<p>(1) タイトル 「八尾市いじめ防止基本方針（素案）についての市民意見」</p> <p>(2) 意見・提言</p> <p>(3) 連絡先（任意） （氏名又は団体名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）</p> <p>※提出された連絡先等の個人情報は個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。</p> <p>※意見の該当箇所や内容が不明確な場合に、確認のため連絡をさせていただく場合がありますが、それ以外の目的には使用しません。</p>
9	意見の提出方法及び提出先	<p>(1) 持参（代理人によるものを含む。） 生涯学習センター1階 八尾市 こども若者部 こども・いじめ何でも相談課</p> <p>(2) 郵送 : 〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5-85-16 八尾市 こども若者部 こども・いじめ何でも相談課</p> <p>(3) ファクシミリ : 072-924-9304</p> <p>(4) 電子メール : kodomo-ijime@city.yao.osaka.jp</p> <p>(5) 電子申請システム</p>
10	提出された意見の取り扱い等	<p>(1) 提出された意見は、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日（令和8年4月頃を予定）、情報公開室及び市ホームページにて公表いたします。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。</p> <p>(2) 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表する必要がありますので、個人が特定される内容は、意見本文には出来るだけ記入しないよう、ご留意ください。</p> <p>(3) 意見を受領したことについて、個別の連絡はいたしません。</p> <p>(4) 電話・口頭での意見は、市民意見提出制度として取り扱いません。</p>
11	担当 (問い合わせ)	八尾市 こども若者部 こども・いじめ何でも相談課 電話 : 072-924-3954（直通）